

構造計画・省エネ計画

1 構造計画

1) 耐震性能

「国土交通省：官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」によると、災害時の避難所となる学校は、構造体Ⅱ類、建築非構造部材A類、建築設備乙類とすることが目標とされています。

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
建築設備	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

<参考>耐震安全性の分類

対象施設の分類は「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」(平成6年12月15日建設省告示第2379号)によるもの。

対象施設	耐震安全性の分類		
	構造体	建築費構造部材	建築設備
(7) 学校、研修施設等であって、災害対策基本法第2条第10号に規定する地域防災計画において避難所として位置づけられた官庁施設	Ⅱ類	A類	乙類

2) 構造

校舎及び体育館は、上記の耐震安全性を確保できる構造を基本とし、安全性、機能性、快適性及び経済性を考慮し検討します。

2 省エネ計画

2050年カーボンニュートラル、2030年温室効果ガス46%排出削減（2013年度比）の実現に向け、2021年10月、地球温暖化対策等の削減目標を強化することが決定されました。これをうけて、我が国のエネルギー消費量の約3割を占める建築物分野における取組が急務となっています。

また、温室効果ガスの吸収源対策の強化を図る上でも、我が国の木材需要の約4割を占める建築物分野における取組が求められているところです。

（国土交通省 令和4年度改正省エネ法の概要より抜粋）

学校施設においても、2000㎡以上の新築建物は、既に令和6年3月から省エネ基準のBEIの基準（一次エネルギー消費量基準）が引き上げられていますが、これは「令和12年度以降に新築されるものについてはZEB水準の省エネ性能の確保を目指すこと」という中間目標を見据えたものです。

建物を計画する際には、外皮の断熱や日射遮蔽による省エネ手法や、冷暖房設備の高効率化、創エネルギー（太陽光・熱利用）などにより、国の基準を満たす、環境に配慮した建物とする必要があります。

また、学校施設の木質化には、木材の持つ柔らかで温かみのある感触や室内の湿度変化を緩和させて快適性を高める等といった優れた性質があり、快適な学習環境を実現する上で大きな効果が期待できる等のメリットがあることが分かっていますので、学校施設への木材の積極的な利用についても検討します。

（ZEB：ネット・ゼロ・エネルギー・ビルの略称で年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの非住宅建築物）